様式第５号（第10条第２項関係）（裏面）

注意
第１　一般注意事項
　１　報告の提出について
　　この報告は、事業所の管轄公共職業安定所長に、報告に係る月の翌月15日までに必ず到着するように提出してください。
　２　報告の期間について
　　この報告は、毎月１日から月末に至る１月間について記入してください。ただし、それが困難な場合は、賃金締切日等を最終日とする１月間をもつて報告期間として差し支えありませんが、その場合は、備考欄にその旨を明記してください。
第２　各欄注意事項
　１　「①　常時港湾運送の業務に従事する常用労働者」
　　港湾労働法第９条第１項の届出をしている労働者のうち、常時港湾運送の業務（港湾労働法第２条第２号の業務をいいます。13の説明を参照してください。）に従事する者をいいます。
　　すなわち、港湾労働法第９条第２項に基づき港湾労働者証を交付された者及び同証を交付されていないがこれに相当する者のことです。
　２　「②　①以外の常用労働者」
　　港湾労働法第９条第１項の届出をしている労働者のうち、①の常用労働者以外の常用労働者をいいます。
　　すなわち、通常は港湾運送の業務以外の業務に従事している常用労働者で臨時に港湾運送の業務に従事する労働者のことです。
　３　「③　他の事業主からの派遣労働者」
　　労働者派遣契約に基づき港湾労働法第18条第１項の港湾派遣元事業主から派遣される労働者をいいます。
　４　「④　日雇労働者」
　　港湾労働法第９条第１項の日雇労働者をいいます。すなわち、日々又は２月以内の期間を定めて雇用される労働者のことです。
　５　「⑤　①のうち港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者」
　　①の常用労働者のうち、港湾労働者派遣事業の対象となる労働者をいいます。
　　すなわち、他の事業主との労働者派遣契約に基づき、他の事業主の指揮命令の下に港湾運送の業務に従事することがある労働者をいいます。
　６　「月末日現在在籍者数」
　　この欄には、報告期間の末日において事業所で雇用している①の常用労働者及び⑤の派遣対象労働者の実数を記入してください。休職、病気、欠勤等のため報告期間中に１日も働かなかつた者、行方不明であるがまだ解雇されていない者等も含め、全数を記入してください。
　７　「当月中就労実人員」
　　この欄には、以下の数を記入してください。
　イ　①の常用労働者のうち、報告期間中に、自己又は他の事業主の指揮命令の下、１日以上港湾運送の業務に従事した人の数
　ロ　⑤の派遣対象労働者のうち、報告期間中に、他の事業主の指揮命令の下、１日以上港湾運送の業務に従事した人の数
　８　「当月中新規雇用者数」
　　この欄には、以下の数を記入してください。
　イ　①の常用労働者であつて、報告期間中に新たに雇い入れた者の数
　ロ　⑤の派遣対象労働者であつて、報告期間中に新たに雇い入れた者の数
　９　「当月中離職者数」
　　この欄には、以下の数を記入してください。
　イ　①の常用労働者であつて、報告期間中に離職した者の数
　ロ　⑤の派遣対象労働者であつて、報告期間中に離職した者の数
　10　「当月中の配置転換状況」
　　この欄のうち、「他の業務から港湾運送の業務へ」の欄には、港湾運送の業務以外の業務に従事していた常用労働者であつて、報告期間中に配置転換によつて常時港湾運送の業務に従事することとなつた者の数を、また、「港湾運送の業務から他の業務へ」の欄には、常時港湾運送の業務に従事していた常用労働者であつて、報告期間中に配置転換によつて港湾運送の業務以外の業務に従事することとなつた者の数を記入してください。
　11　「当月中の派遣対象労働者等の数」
　　この欄のうち、「新たに派遣対象とした数」の欄には、港湾労働者派遣事業の対象でなかつた常用労働者であつて、報告期間中に新たに港湾労働者派遣事業の対象となつたものの数を、「派遣対象から除外した数」の欄には、港湾労働者派遣事業の対象であつた常用労働者であつて、報告期間中に港湾労働者派遣事業の対象でなくなつたものの数を記入してください。
　12　「就労延日数」
　　この欄には①から⑤までの労働者の区分ごとに、それぞれの労働者が報告期間中に港湾運送の業務に就労した延日数を記入してください。なお、④の（　）内には、公共職業安定所の紹介によらないで雇い入れた日雇労働者について内数で記入してください。また、①の常用労働者については、自己の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を、⑤の派遣対象労働者については、他の事業主の指揮命令の下港湾運送の業務に就労した延日数を記入してください。
　13　「船内作業」、「はしけ作業」、「沿岸作業」、「いかだ作業」、「船舶貨物整備作業」及び「倉庫作業」
　(1)　「船内作業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。
　(2)　「はしけ作業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第３号に掲げる行為をいいます。
　(3)　「沿岸作業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。
　(4)　「いかだ作業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第５号に掲げる行為をいいます。
　(5)　「船舶貨物整備作業」とは、港湾労働法施行令第２条第１号及び第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（同令第２条第１号及び第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。
　(6)　「倉庫作業」とは、港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（倉庫業法第２条第２項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第２条第３号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）をいいます。
　14　「教育訓練の実施状況」
　　この欄には、①、②及び④の労働者に対し港湾運送の業務について報告期間中に実施した教育訓練の状況を記入してください。
　15　「備考」
　　上記第１の２の記載その他特に公共職業安定所に連絡すべき事項を記入してください。
　16　「その他」
　　事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和元年八月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。